

顧問先企業対応 外国人の雇用・労務対策セミナーのご案内

セミナーのコンセプト

社労士の方
必見！

4月1日より改正入管法が施行されました。

この改正により、「特定技能」という新たな就労ビザが認められました。人手不足が叫ばれる中、企業としては外国人を積極的に採用しようという動きがますます進むことが予想されています。もっとも、外国人の雇用は、日本人の場合と比べて、ビザの取得手続をはじめとする入管手続を必要とするのはもちろん、外国人雇用の届出や就労時間管理、社会保険といった労務管理、マネジメントの仕方など注意しなければならないポイントがたくさんあり、社労士の先生方が顧問先企業へ積極的に助言していただくことが重要になります。

そこで、本セミナーでは、入国管理局申請取次者である弁護士2名が施行されたばかりの改正入管法について解説するとともに、採用から雇用後の労務管理における企業への助言のポイント等を解説いたします。社労士の先生方は奮ってご参加ください。



セミナーの内容

第1部

速報—2019年入管法改正のポイント

講演時間 14:00～15:15

- 2019年入管法改正のポイント
- 技能実習と特定技能の関係性
- 特定技能による外国人労働者受入れの注意点

第2部

外国人の採用、雇用への法的対応

講演時間 15:15～16:45

- 外国人の採用方法と注意点
- 外国人の労務管理のポイント
- 外国人のマネジメントをめぐる問題と対応

第1部講師

弁護士 森内 公彦
入国管理局申請取次者



デイライト法律事務所 弁護士
外国人雇用チーム所属

【専門分野】
企業分野：労働問題

【著書】外国人雇用の労務管理と社会保険、労基署調査への法的対応の実務(中央経済社)。

第2部講師

弁護士 西村 裕一
入国管理局申請取次者



デイライト法律事務所
北九州オフィス所長
外国人雇用チーム所属

【専門分野】
企業分野：労働問題、商標関連

【著書】外国人雇用の労務管理と社会保険、働き方改革実現の労務管理(中央経済社)など。

◆対象となる方：次のいずれかに該当する企業はご参加ください！

- 顧問先企業が外国人採用を考えている
- 技能実習生、外国人労働者をすでに受け入れている
- 特定技能に関心のある顧問先がある
- 顧問先へのサービス力を向上させたい
- ◆日時 2019年5月23日(木)14:00～16:45(開場13:30)
- ◆会場 デイライト法律事務所内 セミナールーム 福岡市博多区博多駅前2-1-1 福岡朝日ビル7階
- ◆参加料 3000円(税込み) **顧問先企業様は無料**
- ◆定員：24名(先着順となります。)

お申込み専用FAX 092(409)1069 お申し込みはカンタン！ 下記にご記入の上、今すぐ FAX いただけでOK！

セミナー会場ご案内 & FAXお申込書

デイライト法律事務所内セミナールーム
福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 7階

※地下1階の会議室ではなく、当事務所（福岡朝日ビル7階）内のセミナールームが会場となります。



- ①JRご利用の場合: JR博多駅 博多口 徒歩約2分
②地下鉄ご利用の場合: 地下鉄博多駅 博多口 徒歩約2分 (当ビル地下に直通しています)
③お車ご利用の場合: ビル裏側1階に時間貸し駐車場があります
(ただし、13台しか駐車できませんので、満車の場合は、近隣の駐車場をご利用下さい)

弁護士法人 デイライト法律事務所のご紹介

当事務所は、福岡最大級の規模※を誇る法律事務所です。特に、労働問題については会社側(使用者側)に注力しており、顧問先企業以外の会社や社会保険労務士からも、多数の相談を受け、また、積極的にセミナーを開催しております。労働問題に関する当事務所の実績、方針等の詳細については下記のホームページをご参照ください。

福岡の弁護士による労働相談
【労働 デイライト】でご検索ください
URL: www.fukuoka-roumu.jp



※弁護士数17名
(2019年1月1日現在)

書籍のご紹介

本書は、日本における外国人労働者の現状を分析し、企業が外国人労働者を採用する上で押さえておくべきポイントや外国人労働者の採用をするまでのプロセスや労務管理について解説しています。労働法令への対応はもちろん、外国人労働者のマネジメントの注意点についても労働問題を日々取り扱う弁護士が専門家の視点で解説しています。

加えて、入管法の今回の改正の内容について、弁護士が執筆し、特定技能に関する制度概要や審査基準について執筆しています。



本書の構成

- 第1章 長時間労働のは正
第2章 脱時間給制度
第3章 同一労働同一賃金
第4章 個の能力を活かす組織体制
第5章 女性が活躍できる組織体制
第6章 高齢者の活用
補 章 裁量労働制

5月23日お申し込みご記入欄

※申込み用紙のお客様情報は、セミナーご案内等、営業活動やアンケート等に使用することがあります。
※会場の都合上、お申込み人数を制限させていただく場合がございます。

事業所名	E - m a i l		@	
所在地	T E L	()		
	F A X	()		
参加者名	ふりがな			
				役職名

WEBでのお申し込みはこちらから⇒



検索キーワード

デイライト法律事務所 セミナー

検索